

毎年、全国各地で多数の土砂災害が発生しており、多くの人命が奪われています。また、平成26年の広島災害、平成29年の九州北部豪雨のように、過去にない集中豪雨が多発しています。

このように土砂災害は多発化・激甚化の傾向にあり、対策工事等のハード対策に併せて、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策の充実が急がれます。

このため現在、全国の各都道府県で土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、特別警戒区域の調査・指定が進められています。

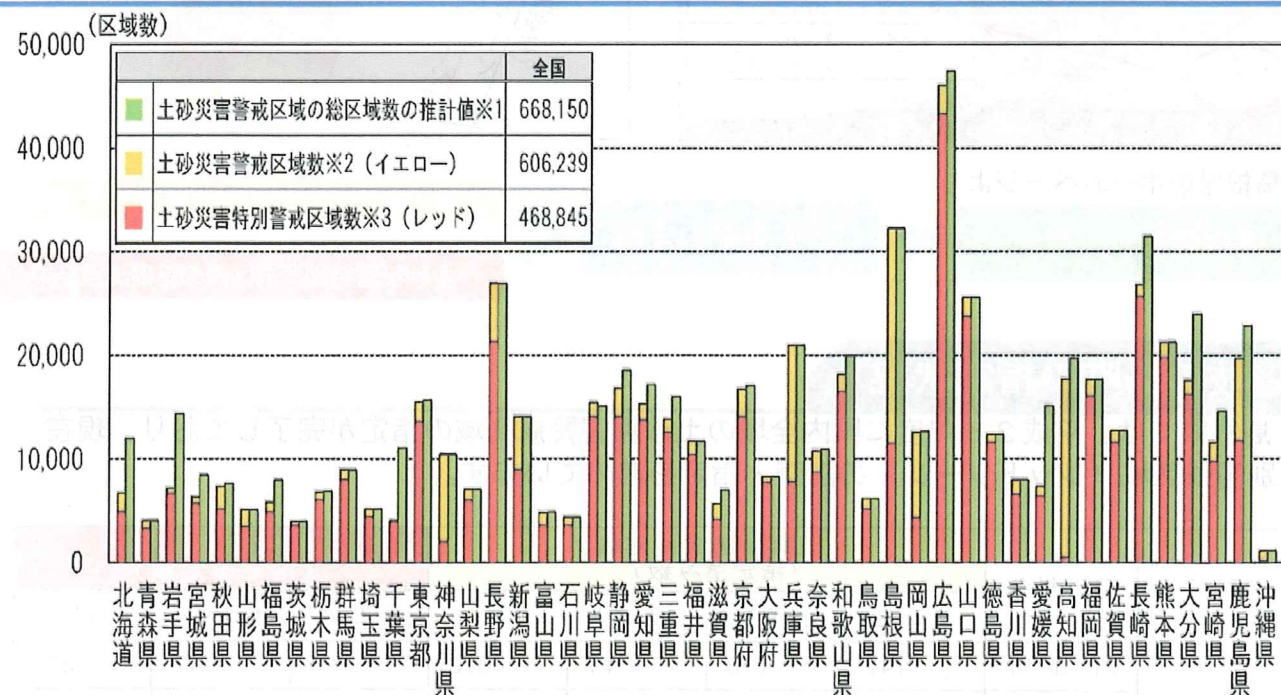
平成26年広島災害



土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和元年12月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県・群馬県・栃木県・石川県・山形県・岐阜県・福井県・大阪府・山口県・長野県・茨城県・熊本県・鳥取県・佐賀県・新潟県・東京都の18都府県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は、島根県・奈良県・神奈川県等の3県。



土砂災害特別警戒区域の指定

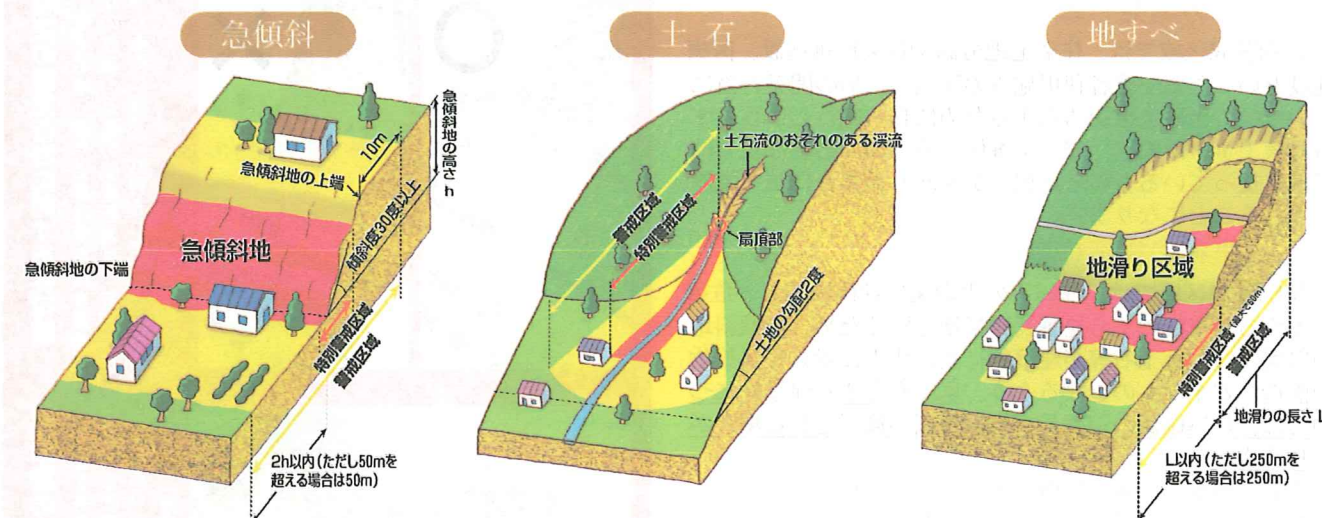
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成13年4月1日施行)

土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。現在、全国で土砂災害防止法に基づく区域の調査・指定が進められています。

区域の指定

土砂災害防止法では、土砂災害の3つの現象 (急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり) について、2種類の区域を指定します。



土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあるとも認められる区域。

- 急傾斜地の崩壊
 - ・ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面
 - ・ 斜面の下端から高さの2倍 (最大50m)
- 土石流
 - ・ 土石流の発生するおそれのある渓流において、土石流が堆積する区間で、勾配が2度以上の区域
- 地すべり
 - ・ 地すべりするおそれのある区域
 - ・ 地すべりのおそれのある区域下端から、区域と同じ長さの範囲 (最大250m)

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

- 国が定めた計算式に基づき、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回る区域

※地すべりの土砂災害特別警戒区域の調査及び指定は当面おこないません。